

## 中間到達度確認試験問題

2021年11月17日

松岡 久和

次の1～6の事実に基づき、下記の小問に答えなさい。根拠条文とその要件に該当する事実の有無をしっかりと確認して下さい。

### 【事実】

- 2020年4月1日、定年退職したYは、自宅の庭に温室を作って観葉植物を栽培することを決め、知り合いのAの経営する工務店（個人経営）に見積りを依頼した。Aによると仕事がたてこんでいるので、工事は7月頃になり、150万円の代金は、6月10日に50万円、12月10日に100万円と2分割の現金払でお願いしたい、ということであった。
- YはAに工事を頼んだ。Aから保証人を立てて欲しいと言われたYは、電話で連絡して近県に住む弟Zに連帯保証人になってもらった。Yは6月10日にAに50万円を支払った。Aは設計に着手した。
- 7月10日、Yのところに、Xという知らない会社から、Aから譲渡通知の代行を委任されたとして、AからYに対する150万円の請負代金債権を譲り受けた旨の内容証明郵便が届いた。不審に思ったYがZに相談するとZのところには何も届いていないとのことだった。YがAに尋ねると、金融を受ける必要から債権譲渡をしたが、代金は安心してAに支払っていただければよく、工事は約束通り実行できるとの返答を得た。
- 7月半ば、温室の工事には、Aの従業員という若い人が5日間来て1人で工事を実施した。8月に温室を使っていると、Yは、窓枠に傾きを感じて気分が悪くなった。9月10日に台風が来たときには雨漏りが生じた。そこでYは、工事に問題がないかの調査をAに求めたが、Aは多忙を理由に調査に来なかった。
- 11月初めに再度雨漏りが生じたので、Yは、2万円を支払って、B工務店に調査を依頼したところ、設計の基本が狂っていて水平を保てていないのが原因であり、建替工事には約200万円を要する、との報告を受けた。
- 驚いたYは、11月20日にまずはAに工事に問題があったこと、および、直ちに無償で直してもらえないかと要求したが、11月末にはAは返事をしないまま行方がわからなくなった。

(問1) 12月10日に、Xから100万円の支払を求められたYは、支払を拒み、むしろ

50万円の返還をXに求めたい。Xの主張は認められるか(70点)。

(問2) 2021年1月に、Xから150万円の支払を求められたZは、支払を拒むことができるか(30点)。 ※下線部の金額の違いは誤記ではありません。

コメントの追加 [松岡1]: 後から追加修正した部分。

コメントの追加 [松岡2]: 配点を7対3に変えておくのを忘れていました。